幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

第１条による一部改正（幼稚園教育職員の給与に関する条例（平成１２年墨田区条例第２０号））

改　　正　　案	現　　行
（期末手当） 第２７条　〔略〕 ２　期末手当の額は、職員の給与月額に、３月に支給する場合においては１００分の１５、６月に支給する場合においては１００分の１３５、１２月に支給する場合においては１００分の１４０を乗じて得た額に、教育委員会規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。ただし、第９条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員の期末手当の額は、職員の給与月額に、３月に支給する場合においては１００分の１０、６月に支給する場合においては１００分の１１５、１２月に支給する場合においては１００分の１２０を乗じて得た額に、教育委員会規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。 ３　再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「１００分の１５」とあるのは「１００分の５」と、「６月に支給する場合においては１００分の１３５、１２月に支給する場合においては１００分の１４０」とあるのは「６月に支給する場合においては１００分の７０、１２月に支給する場合においては１００分の８０」と、「１００分の１０」とあるのは「１００分の５」と、「１００分の１１５」とあるのは「１００分の５７．５」と、「１００分の１２０」とあるのは「１００分の７２．５」とする。 ４～６　〔略〕 （勤勉手当） 第３０条　〔略〕 ２　勤勉手当の額は、職員の勤勉手当基礎額に、勤務成績に応じて教育委員会規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。この場合にお	〔同左〕 第２７条　〔略〕 ２　期末手当の額は、職員の給与月額に、３月に支給する場合においては１００分の２５、６月に支給する場合においては１００分の１３５、１２月に支給する場合においては１００分の１４０を乗じて得た額に、教育委員会規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。ただし、管理職手当の支給を受ける職員の期末手当の額は、職員の給与月額に、３月に支給する場合においては１００分の２５、６月に支給する場合においては１００分の１１５、１２月に支給する場合においては１００分の１２０を乗じて得た額に、教育委員会規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。 ３　再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「１００分の２５」とあるのは「１００分の１０」と、「６月に支給する場合においては１００分の１３５、１２月に支給する場合においては１００分の１４０」とあるのは「６月に支給する場合においては１００分の７０、１２月に支給する場合においては１００分の８０」と、「１００分の１１５」とあるのは「１００分の５７．５」と、「１００分の１２０」とあるのは「１００分の７２．５」とする。 ４～６　〔略〕 〔同左〕 第３０条　〔略〕 ２　勤勉手当の額は、職員の勤勉手当基礎額に、勤務成績に応じて教育委員会規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。この場合にお

いて、教育委員会が支給する勤勉手当の額の総額は、前項の職員の給与月額に、６月に支給する場合においては１００分の７５、１２月に支給する場合においては１００分の７０を乗じて得た額（第９条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員にあっては１００分の９５を乗じて得た額）の総額を超えてはならない。

３　再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「、６月に支給する場合においては１００分の７５、１２月に支給する場合においては１００分の７０」とあるのは「１００分の３７．５」と、「１００分の９５」とあるのは「６月に支給する場合においては１００分の４５、１２月に支給する場合においては１００分の５０」とする。

４～７　〔略〕

付　則

１～５　〔略〕

（地域手当に関する経過措置）

６　第１２条第２項の規定の適用については、当分の間、同項中「１００分の１８」とあるのは、「１００分の１７」とする。

７　〔略〕

別表第１

幼稚園教育職員給料表

職員の区分	職務の級	１　級	２　級	３　級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円
	1	144,000	159,000	296,300
	2	145,500	161,000	299,400
	3	147,000	163,000	302,600
	4	148,500	165,000	305,800
	5	150,000	166,900	308,900
	6	151,600	169,100	312,100
	7	153,300	171,300	315,100
	8	155,100	173,400	318,300
	9	156,900	175,700	321,200
	10	158,700	178,400	323,700
	11	160,500	181,000	326,000
	12	162,500	183,700	328,300
	13	164,500	186,400	330,800
	14	166,500	187,900	333,100
	15	168,700	189,600	335,500

いて、教育委員会が支給する勤勉手当の額の総額は、前項の職員の給与月額に１００分の７５（第９条第１項の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員にあっては１００分の９５）を乗じて得た額の総額を超えてはならない。

３　再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「１００分の７５」とあるのは「１００分の３７．５」と、「１００分の９５」とあるのは「６月に支給する場合においては１００分の４５、１２月に支給する場合においては１００分の５０」とする。

４～７　〔略〕

付　則

１～５　〔略〕

〔同左〕

６　第１２条第２項の規定の適用については、当分の間、同項中「１００分の１８」とあるのは、「１００分の１６」とする。

７　〔略〕

別表第１

幼稚園教育職員給料表

職員の区分	職務の級	１　級	２　級	３　級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円
	1	144,000	159,000	299,600
	2	145,500	161,000	302,700
	3	147,000	163,000	306,000
	4	148,500	165,000	309,200
	5	150,000	166,900	312,400
	6	151,600	169,100	315,600
	7	153,300	171,300	318,700
	8	155,100	173,400	321,900
	9	156,900	175,700	324,900
	10	158,700	178,400	327,400
	11	160,500	181,000	329,800
	12	162,500	183,700	332,200
	13	164,500	186,400	334,700
	14	166,500	187,900	337,100
	1	168,700	189,600	339,500

16	170, 900	191, 300	337, 900
17	173, 100	193, 000	340, 300
18	175, 500	194, 300	342, 600
19	178, 000	195, 500	345, 100
20	180, 400	196, 900	347, 300
21	182, 800	198, 400	349, 600
22	184, 300	199, 700	351, 700
23	185, 700	201, 100	353, 700
24	186, 800	202, 600	355, 700
25	188, 100	204, 100	357, 700
26	189, 500	205, 600	359, 700
27	190, 900	207, 000	361, 700
28	192, 200	208, 800	363, 500
29	193, 500	210, 500	365, 500
30	194, 800	212, 800	367, 400
31	196, 200	215, 300	369, 200
32	197, 400	218, 000	370, 900
33	198, 700	220, 500	372, 800
34	200, 000	223, 000	374, 600
35	201, 400	225, 800	376, 400
36	203, 100	228, 300	378, 200
37	204, 600	231, 000	380, 000
38	206, 200	233, 700	381, 900
39	207, 700	236, 400	383, 600
40	209, 400	239, 200	385, 200
41	211, 000	241, 900	387, 000
42	212, 600	244, 700	388, 800
43	214, 200	247, 500	390, 400
44	215, 900	250, 300	392, 100
45	217, 700	253, 200	393, 800
46	219, 300	256, 100	395, 400
47	221, 000	259, 100	397, 000
48	222, 700	262, 000	398, 500
49	224, 500	265, 000	400, 100
50	226, 200	268, 000	401, 700
51	227, 700	270, 900	403, 100
52	229, 300	274, 000	404, 700
53	231, 000	277, 000	406, 200
54	232, 600	280, 100	407, 800
55	234, 200	283, 200	409, 200
56	235, 600	286, 300	410, 600
57	237, 200	289, 600	412, 100
58	238, 700	292, 600	413, 500
59	240, 300	295, 700	414, 900
60	241, 700	298, 700	416, 400
61	243, 200	301, 800	417, 700
62	244, 700	304, 800	419, 100
63	246, 300	307, 800	420, 300
64	247, 700	310, 800	421, 700
65	249, 200	313, 600	423, 000
66	250, 700	316, 100	424, 200
67	252, 200	318, 400	425, 300
68	253, 700	320, 600	426, 400
69	255, 000	323, 000	427, 500
70	256, 300	325, 200	428, 500

16	170, 900	191, 300	342, 000
17	173, 100	193, 000	344, 400
18	175, 500	194, 400	346, 800
19	178, 000	195, 700	349, 300
20	180, 400	197, 200	351, 600
21	182, 800	198, 800	353, 900
22	184, 400	200, 300	356, 100
23	185, 800	201, 800	358, 100
24	187, 000	203, 400	360, 200
25	188, 300	205, 000	362, 200
26	189, 800	206, 600	364, 300
27	191, 200	208, 100	366, 300
28	192, 600	209, 900	368, 200
29	193, 900	211, 700	370, 200
30	195, 300	214, 100	372, 200
31	196, 700	216, 700	374, 000
32	198, 000	219, 400	375, 800
33	199, 300	222, 000	377, 700
34	200, 700	224, 600	379, 600
35	202, 200	227, 400	381, 400
36	203, 900	230, 000	383, 200
37	205, 500	232, 800	385, 100
38	207, 100	235, 500	387, 000
39	208, 700	238, 300	388, 700
40	210, 400	241, 200	390, 400
41	212, 100	243, 900	392, 200
42	213, 700	246, 800	394, 000
43	215, 400	249, 700	395, 700
44	217, 200	252, 600	397, 400
45	219, 000	255, 600	399, 100
46	220, 700	258, 500	400, 800
47	222, 400	261, 600	402, 400
48	224, 200	264, 600	404, 000
49	226, 000	267, 600	405, 600
50	227, 800	270, 700	407, 200
51	229, 300	273, 600	408, 700
52	231, 000	276, 800	410, 300
53	232, 700	279, 900	411, 800
54	234, 400	283, 000	413, 400
55	236, 000	286, 200	414, 900
56	237, 500	289, 400	416, 300
57	239, 100	292, 700	417, 800
58	240, 700	295, 800	419, 200
59	242, 300	299, 000	420, 700
60	243, 800	302, 000	422, 200
61	245, 300	305, 200	423, 500
62	246, 900	308, 300	424, 900
63	248, 500	311, 300	426, 200
64	250, 000	314, 400	427, 600
65	251, 500	317, 300	428, 900
66	253, 100	319, 800	430, 100
67	254, 600	322, 200	431, 200
68	256, 100	324, 500	432, 400
69	257, 500	326, 900	433, 500
70	258, 800	329, 200	434, 500

再任用職員以外の職員	71	257,700	327,400	429,500	
	72	259,000	329,800	430,500	
	73	260,400	332,100	431,300	
	74	261,600	334,300	432,100	
	75	262,800	336,600	433,000	
	76	263,900	339,000	433,800	
	77	265,100	341,100	434,500	
	78	266,200	343,100	435,300	
	79	267,300	345,100	436,100	
	80	268,400	347,000	436,900	
	81	269,300	348,900	437,500	
	82	270,300	350,800	438,200	
	83	271,400	352,800	438,800	
	84	272,500	354,600	439,500	
	85	273,400	356,300	440,200	
	86	274,400	358,200	440,900	
	87	275,400	360,100	441,500	
	88	276,200	361,800	442,200	
	89	277,100	363,500	442,800	
	90	277,900	365,200	443,500	
	91	278,700	366,800	444,200	
	92	279,500	368,400	444,900	
	93	280,300	369,800	445,600	
	94	281,000	371,400	446,200	
	95	281,700	373,000	446,900	
	96	282,300	374,400	447,600	
	97	282,900	375,800	448,300	
	98	283,600	376,900	448,900	
	99	284,300	378,200	449,600	
	100	284,900	379,500	450,300	
	101	285,500	380,700	451,000	
	102	286,100	381,900	451,600	
	103	286,700	383,200	452,300	
	104	287,300	384,300	452,900	
	105	287,900	385,400	453,600	
	106	288,400	386,600	454,200	
	107	288,900	387,800	454,800	
	108	289,300	388,900	455,400	
	109	289,700	390,000	455,900	
	110	290,000	391,100		
	111	290,300	392,200		
	112	290,700	393,300		
	113	291,100	394,300		
	114	291,500	395,400		
	115	291,800	396,400		
	116	292,200	397,500		
	117	292,600	398,400		
	118	293,000	399,300		
	119	293,400	400,300		
	120	293,800	401,300		
	121	294,200	402,300		
	122	294,600	403,200		
	123	295,000	404,200		
	124	295,400	405,200		
	125	295,800	406,100		

再任用職員以外の職員	71	260,200	331,500	435,500
	72	261,600	333,900	436,500
	73	263,000	336,300	437,400
	74	264,200	338,500	438,200
	75	265,500	340,900	439,100
	76	266,600	343,300	439,900
	77	267,800	345,500	440,600
	78	269,000	347,500	441,400
	79	270,100	349,600	442,200
	80	271,200	351,500	443,000
	81	272,200	353,400	443,700
	82	273,200	355,400	444,400
	83	274,300	357,400	445,000
	84	275,400	359,200	445,700
	85	276,400	361,000	446,400
	86	277,400	362,900	447,100
	87	278,400	364,800	447,700
	88	279,200	366,600	448,400
	89	280,100	368,300	449,100
	90	280,900	370,000	449,800
	91	281,700	371,700	450,500
	92	282,500	373,300	451,200
	93	283,300	374,800	451,900
	94	284,000	376,400	452,500
	95	284,700	378,000	453,200
	96	285,400	379,500	453,900
	97	286,000	380,900	454,600
	98	286,700	382,100	455,200
	99	287,400	383,400	455,900
	100	288,000	384,700	456,600
	101	288,600	386,000	457,300
	102	289,200	387,200	458,000
	103	289,800	388,500	458,700
	104	290,400	389,600	459,300
	105	291,000	390,800	460,000
	106	291,500	392,000	460,600
	107	292,000	393,200	461,200
	108	292,400	394,300	461,800
	109	292,800	395,500	462,300
	110	293,100	396,600	
	111	293,500	397,700	
	112	293,900	398,800	
	113	294,300	399,900	
	114	294,700	401,000	
	115	295,000	402,000	
	116	295,400	403,100	
	117	295,800	404,000	
	118	296,200	405,000	
	119	296,600	406,000	
	120	297,000	407,000	
	121	297,400	408,000	
	122	297,800	408,900	
	123	298,200	409,900	
	124	298,600	410,900	
	125	299,000	411,800	

	126		406,900	
	127		407,800	
	128		408,700	
	129		409,500	
	130		410,200	
	131		411,000	
	132		411,700	
	133		412,400	
	134		413,000	
	135		413,600	
	136		414,200	
	137		414,800	
	138		415,400	
	139		416,000	
	140		416,500	
	141		417,100	
	142		417,600	
	143		418,200	
	144		418,700	
	145		419,200	
	146		419,700	
	147		420,100	
	148		420,600	
	149		421,100	
	150		421,600	
	151		422,100	
	152		422,600	
	153		423,100	
	154		423,500	
	155		424,000	
	156		424,400	
	157		424,900	
	158		425,400	
	159		425,900	
	160		426,400	
	161		426,900	
	162		427,300	
	163		427,800	
	164		428,300	
	165		428,700	
	166		429,200	
	167		429,700	
	168		430,200	
	169		430,700	
	170		431,200	
	171		431,600	
	172		432,100	
	173		432,600	
	174		433,100	
	175		433,600	
	176		434,100	
	177		434,500	
再任用職員		217,900	268,900	332,100

備考　この表の適用を受ける職員のうち、その

	126		412,700	
	127		413,600	
	128		414,500	
	129		415,300	
	130		416,000	
	131		416,800	
	132		417,500	
	133		418,200	
	134		418,800	
	135		419,400	
	136		420,000	
	137		420,600	
	138		421,200	
	139		421,800	
	140		422,400	
	141		423,000	
	142		423,500	
	143		424,100	
	144		424,600	
	145		425,100	
	146		425,600	
	147		426,000	
	148		426,500	
	149		427,000	
	150		427,500	
	151		428,000	
	152		428,500	
	153		429,000	
	154		429,500	
	155		430,000	
	156		430,400	
	157		430,900	
	158		431,400	
	159		431,900	
	160		432,400	
	161		432,900	
	162		433,300	
	163		433,800	
	164		434,300	
	165		434,800	
	166		435,300	
	167		435,800	
	168		436,300	
	169		436,800	
	170		437,300	
	171		437,700	
	172		438,200	
	173		438,700	
	174		439,200	
	175		439,700	
	176		440,200	
	177		440,600	
再任用職員		219,700	272,200	336,500

備考　〔同左〕

職務の級が３級である職員で人事委員会の承認を得て教育委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に８，０００円をそれぞれ加算した額とする。	

第２条による一部改正（幼稚園教育職員の給与に関する条例）

改　　正　　案	第１条による改正後
（期末手当） 第２７条　〔略〕 ２　期末手当の額は、職員の給与月額に、３月に支給する場合においては１００分の２５、６月に支給する場合においては１００分の１２０、１２月に支給する場合においては１００分の１３０を乗じて得た額に、教育委員会規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。ただし、第９条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員の期末手当の額は、職員の給与月額に、３月に支給する場合においては１００分の２５、６月に支給する場合においては１００分の１００、１２月に支給する場合においては１００分の１１０を乗じて得た額に、教育委員会規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。 ３　再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「１００分の２５」とあるのは「１００分の１０」と、「１００分の１２０」とあるのは「１００分の６５」と、「１００分の１３０」とあるのは「１００分の７５」と、「１００分の１００、１２月に支給する場合においては１００分の１１０」とあるのは「１００分の５５、１２月に支給する場合においては１００分の６５」とする。 ４～６　〔略〕	〔同左〕 第２７条　〔略〕 ２　期末手当の額は、職員の給与月額に、３月に支給する場合においては１００分の１５、６月に支給する場合においては１００分の１３５、１２月に支給する場合においては１００分の１４０を乗じて得た額に、教育委員会規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。ただし、第９条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員の期末手当の額は、職員の給与月額に、３月に支給する場合においては１００分の１０、６月に支給する場合においては１００分の１１５、１２月に支給する場合においては１００分の１２０を乗じて得た額に、教育委員会規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。 ３　再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「１００分の１５」とあるのは「１００分の５」と、「６月に支給する場合においては１００分の１３５、１２月に支給する場合においては１００分の１４０」とあるのは「６月に支給する場合においては１００分の７０、１２月に支給する場合においては１００分の８０」と、「１００分の１０」とあるのは「１００分の５」と、「１００分の１１５」とあるのは「１００分の５７．５」と、「１００分の１２０」とあるのは「１００分の７２．５」とする。 ４～６　〔略〕
（勤勉手当） 第３０条　〔略〕 ２　勤勉手当の額は、職員の勤勉手当基礎額に、	〔同左〕 第３０条　〔略〕 ２　勤勉手当の額は、職員の勤勉手当基礎額に、

勤務成績に応じて教育委員会規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。この場合において、教育委員会が支給する勤勉手当の額の総額は、前項の職員の給与月額に１００分の７０（第９条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員にあっては１００分の９０）を乗じて得た額の総額を超えてはならない。	勤務成績に応じて教育委員会規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。この場合において、教育委員会が支給する勤勉手当の額の総額は、前項の職員の給与月額に、６月に支給する場合においては１００分の７５、１２月に支給する場合においては１００分の７０を乗じて得た額（第９条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員にあっては１００分の９５を乗じて得た額）の総額を超えてはならない。
３　再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「１００分の７０」とあるのは「１００分の３５」と、「１００分の９０」とあるのは「１００分の４５」とする。	３　再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「、６月に支給する場合においては１００分の７５、１２月に支給する場合においては１００分の７０」とあるのは「１００分の３７．５」と、「１００分の９５」とあるのは「６月に支給する場合においては１００分の４５、１２月に支給する場合においては１００分の５０」とする。
４～７　〔略〕	４～７　〔略〕

付　則

（施行期日）

１　この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

⑴　第１条の規定（次号に掲げる規定を除く。）及び付則第６項の規定　公布の日

⑵　第１条中付則第６項及び別表第１の改正規定並びに次項から付則第５項までの規定　平成２２年１月１日

⑶　第２条の規定　平成２２年４月１日

（施行日前の異動者の号給の調整）

２　前項第２号に定める日（以下「施行日」という。）前に職務の級を異にして異動した職員及び特別区人事委員会（以下「人事委員会」という。）が定めるこれに準ずる職員の施行日における号給については、その者が施行日において職務の級を異にして異動等をしたものとした場合との均衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（平成２２年３月に支給する期末手当に関する特例措置）

３　平成２２年３月に支給する期末手当の額は、第１条の規定による改正後の幼稚園教育職員の給与に関する条例第２７条第２項（同条第３項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第４項及び第５項又は外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（平成元年墨田区条例第７号）第４条第１項の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から、次に掲げる額の合計額（人事委員会が定める職員

にあっては、第１号に掲げる額又は第１号及び第２号若しくは第１号及び第３号に掲げる額の合計額。以下この項において「調整すべき額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整すべき額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

⑴　平成２１年４月１日（同月２日から平成２２年３月１日までの間に新たに職員となった者（平成２１年４月１日に在職していた職員で任用の事情を考慮して人事委員会が定めるものを除く。）にあっては、新たに職員となった日（当該日が２以上あるときは、当該日のうち人事委員会が定める日））において職員が受けるべき給料、管理職手当、扶養手当、地域手当、住居手当及び幼稚園教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例（平成１２年墨田区条例第２１号）第２条第１項に規定する教職調整額の月額の合計額に１００分の０．３８を乗じて得た額に、平成２１年４月から施行日の属する月の前月までの月数（同年４月１日から施行日の前日までの期間において在職しなかった期間、給料を支給されなかった期間その他の人事委員会が定める期間がある職員にあっては、当該月数から当該期間を考慮して人事委員会が定める月数を減じた月数）を乗じて得た額

⑵　平成２１年６月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に１００分の０．３８を乗じて得た額

⑶　平成２１年１２月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に１００分の０．３８を乗じて得た額

４　平成２１年４月１日から平成２２年３月１日までの間において、他の特別区の職員であった者その他の人事委員会が定める職員から引き続き新たに職員になった者で任用の事情を考慮して人事委員会が定めるものに関する前項の規定の適用については、同項中「次に掲げる額の合計額」とあるのは「他の特別区の職員であった者その他の人事委員会が定める職員との均衡を考慮して人事委員会が定める額」と、「第１号に掲げる額又は第１号及び第２号若しくは第１号及び第３号に掲げる額の合計額」とあるのは「人事委員会が定める額」とする。

５　前２項の規定にかかわらず、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成３年法律第１１０号）第１０条第３項の規定により同条第１項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた職員（同法第１７条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。）の平成２２年３月に支給する期末手当の額は、人事委員会が定める。

（委任）

６　付則第２項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会が定める。